

2021 May

5

No.855

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 蓮池

今月の記事

●日本年金機構

- ・令和3年度算定基礎届事務講習会について(開催見送り)..... 2
- ・算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について..... 2
- ・国民年金保険料額が改定されました..... 3
- ・令和3年4月から年金額が改定されました..... 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・医療費が高額になりそうときは限度額適用認定証をご利用ください!..... 4
- ・健康保険の給付金についてご存じですか?..... 5

●佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・令和3年度の事務手続きの主な流れ..... 7

- ・年金相談窓口開設等..... 8
- ・街角の年金相談センター鳥栖をぜひご利用ください..... 8

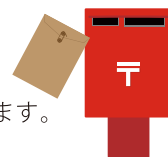
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ



令和3年度 算定基礎届事務講習会について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行っています。

例年開催しておりました「被保険者報酬月額算定基礎届」等の事務講習会については、今般の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、**令和3年度の開催を見送ります**。昨年度同様、会場での開催に代え、日本年金機構ホームページに掲載した資料及び動画を皆様にご覧いただくことにより実施いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

算定基礎届事務についてご不明な点がございましたら、管轄の各年金事務所へお問い合わせください。

令和3年度の算定基礎届につきましては、**7月12日(月)**までに下記あて郵送によりご提出ください。

〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55
AP榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター



算定基礎届等に係る総括表の廃止及び賞与不支給報告書の新設について

国民の利便性の向上の観点から、令和3年4月1日より「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表」及び「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表」が廃止され、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」が新設されました。

日本年金機構に登録した賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」をご提出いただきますようお願い致します。

また、登録されている賞与支払予定月に変更がある場合についても、「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」に記載のうえ届け出ていただきますようお願い致します。

お問い合わせ先

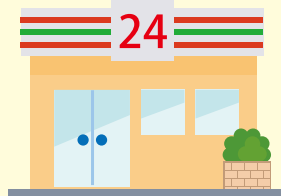
- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191 (自動音声案内3)
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161 (自動音声案内3)
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121 (自動音声案内3)

国民年金保険料額が改定されました

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

国民年金保険料は金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利で安心、お得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



- お問い合わせ先**
- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191 (自動音声案内2)
 - 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161 (自動音声案内2)
 - 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121 (自動音声案内2)

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」TEL 0570-003-004 (ナビダイヤル)をご利用いただけます。

令和3年4月から年金額が改定されました

令和3年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(0.0%)が名目手取り賃金変動率(-0.1%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(-0.1%)を用います。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(-0.1%)は翌年度以降に繰り越されます。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

令和3年3月まで	令和3年4月から
781,700円(年額)	780,900円(年額)

※年金額改定通知書については、令和3年6月中旬頃送付予定です(一部の方については、令和3年5月に送付される場合もあります。)

- お問い合わせ先**
- 佐賀年金事務所 お客様相談室 TEL 0952-31-4191 (自動音声案内1)
 - 唐津年金事務所 お客様相談室 TEL 0955-72-5161 (自動音声案内1)
 - 武雄年金事務所 お客様相談室 TEL 0954-23-0121 (自動音声案内1)

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」TEL 0570-05-1165 (ナビダイヤル)をご利用いただけます

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和3年5月分保険料の納付期限は令和3年6月30日(水)です。

医療費が高額になりそうなときは

限度額適用認定証

をご利用ください！

限度額適用認定証と健康保険証を医療機関等の窓口で提示すると、窓口での支払額が軽減されます。医療費が高額になりそうな場合は、お早めにお手続きいただくと安心です。



窓口負担がこんなに違います！

1ヶ月の総医療費：100万円 自己負担割合：3割
所得区分：ウ（標準報酬月額28万円～50万円の方）の場合

限度額適用認定証を
利用しない

窓口負担は

300,000円

高額療養費の申請により、
後日（診療月から約3～4ヶ月後）
212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を
利用する

窓口負担は

87,430円

自己負担限度額までのお支払いとなり、
高額療養費の申請が不要となります。
※同月に入院や外来等で複数受診がある場合、
高額療養費の申請が必要となる場合があります。

限度額適用認定証ご利用の流れ

限度額適用認定申請書を
協会けんぽに郵送してください。

申請書は協会けんぽのホームページから
ダウンロードできます。

申請書受付から
約1週間
お届け
で認定証を

医療機関等の窓口で
保険証と併せて提示

窓口での支払額が
限度額までに抑えられます。

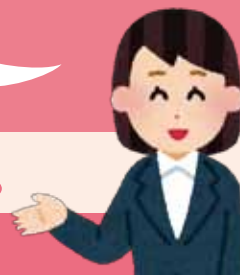
- ・被保険者が低所得者に該当する場合は申請書が異なります。
- ・高齢受給者証の一部負担割合が2割の方や、**70歳以上の方**で被保険者の標準報酬月額が8.3万円以上の方（現役並Ⅲ）は限度額適用認定証は発行されません。

▶▶ 詳しくは協会けんぽのホームページをご確認ください。



健康保険の給付金についてご存じですか？

健康保険制度には、健康保険証を使用して医療機関を受診する以外にも、様々なケースに応じた給付金が受けられます。
(業務上・通勤途上によるものは除く)



健康保険制度には以下の給付金があります。

療養費 → 医療費の立替え払いや治療用装具を作成したとき

- ・やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費を全額支払ったときや、治療上の必要から治療用装具を装着したときなどに払い戻しを受けることができます。

高額療養費 → 医療費が高額になったとき

- ・ひと月の医療費（自己負担額）が高額になり、一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた金額の払い戻しを受けることができます。

傷病手当金 → 病気やケガで仕事を休んだとき

- ・被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間給与が受けられない場合、生活補償として支給されます。

出産手当金・出産育児一時金 → 出産したとき

- ・出産手当金は被保険者が出産のために仕事を休み、その間給与が受けられない場合、生活補償として支給されます。
- ・出産育児一時金は被保険者・被扶養者が出産した際に支給されます。

埋葬料(費) → 被保険者や被扶養者が亡くなったとき

- ・被保険者・被扶養者が亡くなった場合、埋葬料(費)が支給されます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
～すべての申請は郵送にてお手続きいただけます。～

協会けんぽの申請書・届出書について

以下の書類は添付不要です

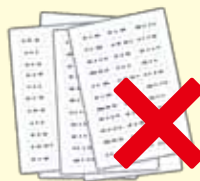


傷病手当金

出産手当金



賃金台帳(写)



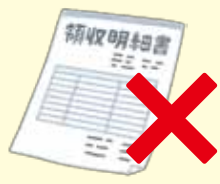
出勤簿(写)



高額療養費



領収書(写)



※ただし、他の公的制度から、医療費の助成を受けている場合はコピーの添付が必要です。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和
3
年度

社会保険事務講習会のご案内

『高齢者雇用、働き方改革に関連する 制度の解説』

高齢者継続給付、在職老齢、パート従業員適用拡大などについて学びます。

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

地 区	日 時	会 場	地 区	日 時	会 場
武雄会場	令和3年5月17日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄会場	令和3年6月14日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	令和3年5月19日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津会場	令和3年6月16日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
唐津会場	令和3年5月20日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	鳥栖会場	令和3年6月17日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	令和3年5月21日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	令和3年6月23日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務担当者の方

参 加 料 **会員事業所は無料**
 (但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
 TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

～(キリトリ線)～

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『高齢者雇用、働き方改革に関連する制度の解説』 (武雄・鳥栖・唐津・佐賀) 会場 令和 年 月 日()	『算定基礎届、法改正等に関する講習会』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀) 会場 令和 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和3年度の事務手続の主な流れ

月	主な行事	手 続	注意したいこと
令和3年4月	●入 社	○新入社員の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出(5日以内) ○令和3年度の健康保険料を控除・納付 ○子ども・子育て拠出金率が改定されました。	4月の給与(3月分の保険料)から令和3年度の健康保険料率が適用になります。 <u>協会けんぽ(佐賀県)の健康保険料率は10.68%。介護保険該当者は1.80%を上乗せします。</u> <u>子ども・子育て拠出金率は1,000分の3.6(0.36%)です。</u>
5月			
6月	●中途採用	○新入社員の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を提出(5日以内)	算定基礎届は5月31日までに資格取得した人が対象です。 6月に中途採用した人は算定基礎届を行いません。
7月	●算定基礎届 ●夏季賞与支給	○定時決定:被保険者報酬月額算定基礎届を提出(7月1日～7月10日) ○被保険者賞与支払届(5日以内)	<u>7月支払いの賞与からの保険料は7月の給与控除分の保険料と一緒に納入告知書により8月末までに納付します。</u>
8月			
9月		○標準報酬月額改定(翌年8月まで算定基礎届による新しい標準報酬月額を適用)	9月以降に<u>標準報酬月額に大幅な変更があれば随時改定</u>を行い、変動月から4ヵ月目に標準報酬月額を改定します。
10月		○被保険者報酬月額変更届を提出(昇給などから4ヵ月目) ○新しい標準報酬月額による保険料(9月分の保険料)を10月の給与から控除	<u>厚生年金保険料率は18.3%のままで</u>す。
11月			
12月	●冬季賞与支給	○被保険者賞与支払届(5日以内)	<u>12月支払いの賞与からの保険料は12月の給与控除分の保険料と一緒に納入告知書により1月末までに納付します。</u>
令和4年1月			
2月			
3月	●退 職	○退職者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出(5日以内)	被保険者資格喪失月は保険料の控除は行いません。 ただし、<u>3月末日退職者の資格喪失日は4月1日</u>となりますので、3月分の保険料は控除します。(3月分の給与から2月分と3月分の保険料を控除)

令和3年6月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 年金事務所 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談 19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 年金事務所 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談 19時まで	29	30			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	
有田町役場		

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

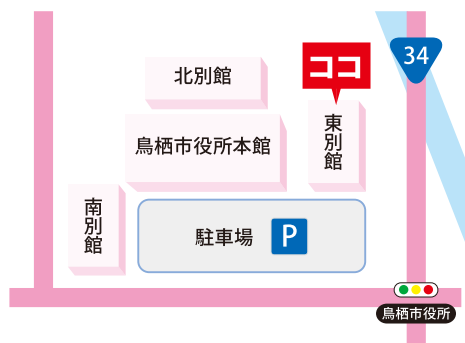
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください

相談日時をご予約いただけます!

予約専用電話番号

☎0942-50-8151



日本年金機構は、年金相談のお客ニーズに応えるため

「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関するご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっています。

【場所】鳥栖市役所東別館1階

【時間】平日の8:30～17:15(土・日・祝祭日・年末年始を除く)



社会保険関係の手続きが原則押印廃止になっています。例えば健康保険の請求書では傷病手当金や出産手当金などの「医師証明欄」も押印不要です。

押印文化にドップリ浸かって過ごしてきた身にとっては、偽造が増えるのでは、と些か心配になるのは古い人間のせいでしょうか。

ただ、金融機関の届出印や市区町村長の証明印など、引き続き押印が必要とされているものもあるので、要不要の確認が必要です。

今後は押印漏れの指摘を受ける機会がなくなり、ストレスは減りそうです。

(山)